

【NEWS RELEASE】

2020年8月24日

各 位

株式会社三井住友銀行

一時払終身保険「自分で使える終身保険」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2020年8月24日（月）より、一時払終身保険「自分で使える終身保険」（引受保険会社：三井住友海上プライマリー生命保険株式会社）の取扱を開始します。

本商品は、「人生 100 年時代」を自分自身も楽しみながら、大切な家族に資産を遺したいというニーズに応えるために導入した、外貨建一時払終身保険です。一時払保険料相当額（契約通貨建）の死亡保障を確保しつつ、ご契約の2年後から「自分で使える引出部分」として、契約者ご自身が一部をお引き出し頂けます。

また、「自分で使える引出部分」は指定代理請求特約を付加することで、病気・介護等の不測の事態には指定代理請求人が引き出すこともできるため、病気・介護への備えとしてもご利用頂けます。更に、満 90 歳までのお客さまが健康告知不要でお申し込みいただけるため、幅広いお客さまのニーズに対応できる商品です。

三井住友銀行は、今後もお客さまお一人おひとりのニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 一時払終身保険「自分で使える終身保険」(商品概要) >

項目	内容
契約通貨	米ドルまたは豪ドル
契約年齢範囲	満40～満90歳(契約日における被保険者の満年齢)
保険料払込方法	一時払
最低保険料	1万ドル(円入金特約付加時は100万円)
最高保険料	10億円相当額(基本保険金額と「自分で使える引出部分」投入額の合計の円換算額)
積立利率適用期間	20年(契約日または更改日の被保険者年齢が81歳以上の場合は10年)
保険期間	【第1保険期間】契約日から2年 【第2保険期間】第1保険期間満了後、最初の積立利率適用期間満了まで 【第3保険期間】第2保険期間満了後、終身
「自分で使える引出部分」の引出	契約の2年後から、「自分で使える引出部分」の全額または一部()を、解約控除や市場調整なしでいつでも引出できます。 「自分で使える引出部分」の金額が上限、一部引出の場合は1,000ドル以上100ドル単位
死亡保険金	被保険者が死亡された時に下記の金額と解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。 【第1保険期間】 基本保険金額(一時払保険料相当額) + 所定の利息相当額 【第2保険期間・第3保険期間】 基本保険金額(一時払保険料相当額) + 「自分で使える引出部分」の金額
付加できる特約・特則	<ul style="list-style-type: none"> ・円入金特約 ・円支払特約 ・年金移行特約(定額保険用) ・遺族年金支払特約 ・指定代理請求特約
告知	なし
契約時費用	なし
解約控除	「自分で使える引出部分」以外の積立金に対してあり(契約日から10年未満)
市場価格調整	「自分で使える引出部分」以外の積立金に対してあり(解約日が積立利率更改日の場合はなし)

項目	内容
解約返戻金額	<p>【契約日から起算して10年後の契約応当日の前日まで】 「自分で使える引出部分」以外の積立金額 - 市場調整額 - 解約控除額 + 「自分で使える引出部分」の金額</p> <p>【契約日から起算して10年後の契約応当日以降（積立利率更改日除く）】 「自分で使える引出部分」以外の積立金額 - 市場調整額 + 「自分で使える引出部分」の金額</p> <p>【契約日から起算して10年後の契約応当日以降（積立利率更改日）】 「自分で使える引出部分」以外の積立金額 + 「自分で使える引出部分」の金額</p>
ご契約日以降にかかる費用	<p>【保険関係費】 新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率を積立利率から差引きます。</p> <p>【死亡保険金を支払うための費用】 「自分で使える引出部分」以外の積立金から控除します。</p> <p>【年金管理費】 遺族年金支払特約および年金移行特約（定額保険用）により年金移行した場合、毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。 （年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。）</p>

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行いますが、契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。